

別紙

1 特定事業の名称

番号 914

名称 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特別区域内の保育園（加古川市立しかた保育園）

施設の主体：加古川市

施設の規模：床面積 988.90 m²（一部幼稚園と共有）

施設の所在地：加古川市志方町志方町 1721 番地

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

当該特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

主 体 加古川市立しかた保育園

区 域 加古川市志方町

実施期間 当該特別区域計画の認定を受けた日から

実現される行為の詳細 4歳、5歳児の幼保合同保育を行うことにより保育の質の向上、園児の地域内保育園希望者の増加を図る。

5 当該規制の特例措置の内容

特別区域の範囲とする加古川市志方町には平成13年度まで、市立幼稚園を3園、保育園を3園設置していたが、園児数が減少したことに伴い、集団生活における育ち合いや良い意味での競い合いを醸成するなど、就学前教育の活性化及び園の活性化を図るため平成14年4月にそれぞれ3園を1園ずつに統合し、同じ敷地内に「しかた幼稚園」、「しかた保育園」を設置した。両園は、合築施設として園庭、遊戯室等を共有して運営しているが、それぞれで学級編成を行っており、「保育」についてもそれぞれ別の内容となっているのが現状である。

志方町の人口は平成16年1月1日現在12,999人、加古川市の総人口の4.9%となっている。就学前人口は544人、加古川市の就学前人口の3.2%で、平成11年1月1日の598人から9%減少しており、市内でも減少傾向が著しい。

幼稚園児数についても、平成16年4月1日現在の4歳児及び5歳児は69人で、平成17年度以降の推計においても減少し続け、平成20年度には44人まで減少すると予測されている。保育園においては4歳児及び5歳児数が平成14年4月1日に24人であったものが、平成15年4月1日で40人、平成16年4月1日現在では47人と、施設合築後は若干の増加傾向にある。これは、施設の新設及び社会情勢、就労形態の変

化によるものと考えている。

「保育」の基本は、就学前の子どもが、よりよい成長と発達を遂げるよう環境を整え、養護、保護、教育することであるが、加古川市における就学前人口が減少傾向にある中、志方町は市内の他の地域に比べて減少傾向が特に顕著であり、また、集団生活における教育という面において、年齢に応じた基本的な生活習慣の定着を図ったり、個人・集団を育てるということに十分な成果が得にくい状況となってきた。このようなことから集団生活をとおして生涯にわたる人間形成の基礎を培う幼稚園、保育園の在り方について、新たな発想の転換が求められているところである。

そこで、志方町においては、合築施設である「しかた幼稚園」、「しかた保育園」で4歳児、5歳児の就学前教育を幼稚園児、保育園児混合の学級編成を行い、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に沿ったカリキュラム（参考資料、年間指導計画参照）により合同活動事業を行おうとするものである。

合同活動事業の具体的な実施については、合築施設のうち幼稚園部分で合同活動を行い、幼稚園教育課程時間が終了すれば保育園児は保育園部分に戻ることとするが、対象園児数によっては保育園定員の範囲内で保育園部分でも合同活動を行うことになる。また、幼稚園教育課程時間内においては、全ての活動を同じ内容で行うこととしており、給食については保育園で実施されている給食と同方式で実施することとしている。

なお、幼稚園の保育室は5室、 262.5m^2 （各室 52.5m^2 ）あり、定員各室35人で175人まで保育可能である。また、保育園の保育室は3室 157.5m^2 （各室 52.5m^2 ）、乳児室は1室（ 52.5m^2 ）あり、うち4歳児18人と5歳児29人で2室を使用しており、4歳、5歳の対象園児数による合同活動事業では、施設基準に照らし合わせ1室当たり $52.5\text{m}^2 \div 1.98\text{m}^2 = 26$ 人受け入れ可能とするものである。

平成16年4月1日現在の園児数で想定すると4歳児は幼稚園31人、保育園18人、計49人で2室使用することになり、5歳児は幼稚園38人、保育園29人、計67人であり、4歳児、5歳児を幼稚園で保育すれば、保育園児0歳から3歳児計24人を除いた36人の範囲内で受入れが可能となる。このことにより、4歳児においては幼稚園児31人と保育園児18人計49人を2クラスに、5歳児においては幼稚園児38人と保育園児29人計67人を3クラスに編成し、うち1クラスを保育園保育室で合同保育を行う。この場合児童福祉施設最低基準を満たしている（参考資料 児童福祉施設最低基準との比較）。この受入れにより一定の集団を確保しつつ、有効な施設利用を図っていけると期待しており、児童福祉施設最低基準においても満たしている。

また、園児の教育、保育に直接従事する職員については、幼稚園教諭、保育士とも平成16年度から幼稚園教諭免許と保育士資格の併有者を採用の条件としている。平成16年4月1日現在、幼稚園教諭については園長の81%、正規職員の70.8%が併有しており、保育士についても、園長は100%、保育士は63.9%が併有となっており、実施にあたり兼職発令を行う。

なお、平成16年4月1日現在の職員配置は、幼稚園で園長1人、5歳児学級担任教諭2人、4歳児学級担任教諭1人、障害児学級担任教諭1人、用務員1人の計6人、保

育園で園長1人、主任保育士（フリー）1人、5歳児及び4歳児担任保育士計2人、3歳児担任保育士1人、2歳児及び1歳児担任保育士計3人、0歳児担任保育士0人、用務員1人、調理師1人の計10人で両園合計16人となっている。

幼稚園で合同活動事業を行う際には、平成16年4月1日現在の園児数によると、園長2人、5歳児学級担任教諭2人、4歳児学級担任教諭2人、障害児学級担任教諭1人、主任保育士（フリー）1人、3歳児担任保育士1人、2歳児及び1歳児担任保育士計3人、0歳児担任保育士0人、用務員1人、調理師2人の計15人となり、少なくとも5歳児及び4歳児の担任教諭は資格、免許を併有した職員で幼稚園と保育園を兼務することとする。園児数が増加し、保育園の保育室を使用する場合は、4歳、5歳児30対1の保育士配置基準により適正な保育士の配置を行っていく。

合同活動事業の実施によって同年齢ごとの集団を大きくし、活動内容を増やすことによって、よりダイナミックな遊びを展開したり、子どもたちの一日の生活を充実させることができる。また、多人数での保育を行うことにより、集団生活をとおして社会のルールを学ばせ、互いに育ち合う中で生涯にわたる人間形成の基礎を培わせるという教育効果を一層高めることができる。

この成果を目標に行政、保護者、地域が協働して地域の生活に密着した子ども達の生活をトータルに保障するとともに、「保育」内容を時代の要請に応えたものに充実できるよう、現行の幼稚園、保育園の枠を超えた「保育」を行い、また、子育て支援も同時に行えるようそれぞれの「保育」の融合を図ろうとするものである。

このことが、志方地域から他地域の保育園へ入園する子どもたちを地域内の保育園への入園を促すことにつながるとともに、幼稚園、保育園の子どもたちをつなぎ、子どもの誕生から小学校入学までの全期間を通じた地域の子育て支援機関としてのネットワークに組することになるものと考えている。

さらに、各種の特別保育、遊び場の提供、子育て相談、子育て支援情報の提供等については「子育て支援センター」を併設して子育て支援活動を行い、豊かな人間形成の基礎を培うことができるよう家庭、地域住民の参画・参加を得ながら園児と地域の交流を図り、幼稚園教諭、保育士、保健師、栄養士などがその専門性を最大限に発揮して、子育て、子育ての直接的な援助と間接的な支援を行い、様々な観点から均衡の取れた子どもの育成を目指すものである。